

～個性豊かな活力ある

まちづくりをめざして～

令和8年度

駅周辺等まちづくり事業助成金

募 集 要 項

海 老 名 市

## 1 趣旨

この要項は、市内駅周辺等地区及び海老名サービスエリア周辺地区のまちづくりの推進に資するため、市民団体等による駅周辺等地区のまちづくり活動等に対し、「海老名市新まちづくり基金」と一般財団法人民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド」を活用して、予算の範囲内で事業助成金を交付するため、募集およびその他必要な事項を定める。

## 2 助成対象者

助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する民間活動を行う団体（以下「民間活動団体」という。）とする。

- (1) 半数以上が市内に住所を有する者で構成されている団体であること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体であること。
- (3) 登記を要する施設等を整備する場合は、登記主体となることが可能な団体であること。
- (4) 市内に活動拠点を有する団体であること。

## 3 対象区域

市内駅周辺等7地区を対象とし、事業の妥当性を判断する。

- (1) 海老名駅（小田急線、相鉄線、JR相模線）周辺については、駅を中心に概ね半径1キロメートル以内
- (2) その他の駅（厚木駅、さがみ野駅、かしわ台駅、社家駅、門沢橋駅）周辺については、駅を中心に概ね半径500メートル以内（ただし、市域内）
- (3) 海老名サービスエリア周辺については、サービスエリアを中心に概ね半径1キロメートル以内（ただし、市域内）

## 4 助成対象事業

助成金の交付の対象となる事業は、民間活動団体が行う市内駅周辺等地区のまちづくりに寄与することを目的とした施設等の新設、改修等の事業であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 街並み景観に配慮した建物外観の改修、植栽等の緑化その他まちの景観形成に資すると認められる事業
- (2) まちづくり活動拠点施設の整備、シンボル施設の整備その他まちの魅力の向上に資すると認められる事業
- (3) 地域特産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置その他まちのにぎわいの創出又は観光の振興に資すると認められる事業
- (4) 街路灯の設置、バリアフリー化のためのスロープの整備その他安全安心なまちづくりに資すると認められる事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、魅力あるまちづくり及びまちの活性化のために必要と認められる事業

前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当する事業は、助成対象事業としない。

- (1) 国、県その他の団体の補助又は市の他の補助を受けて行う事業

- (2) 市が行っている事業、市の方針・計画で定められている事業
- (3) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属すると認められる事業
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、事業の公益性、継続性及び発展性、地域性並びに必要性に照らし、まちづくり及びまちの活性化に寄与することが認められない事業
- (5) 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）が 200 万円未満の事業

## 5 助成対象経費及び助成金の額

助成対象経費は、助成対象事業に要する費用のうち市長が認定する経費の額とする。ただし、次に掲げる経費は、助成対象としない。

- (1) 民間活動団体の所有する施設、事務所等の維持管理等に要する経費
- (2) 民間活動団体の構成員に対する人件費及び食糧費

助成金の額は、200 万円以上とし、市長が認定する助成対象経費の額に 10 分の 10 を乗じて得た額（その額が 2,000 万円を超えるときは、2,000 万円を限度とする。）以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

## 6 事業の事前相談

申請者は、事業認定申請の前に、駅周辺等まちづくり事業事前相談書（様式第 1-2 号）を市長に提出し、事前相談しなければならない。

## 7 事業の認定申請

市の予算確保後、助成金の交付を受けようとする民間活動団体（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に第 4 項助成対象事業に定める事業ごとに駅周辺等まちづくり事業認定申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に申請し、事業の認定を受けなければならない。

## 8 事業の認定

市長は事業の認定申請を受けたときは、これを駅周辺等まちづくり事業審査会（以下「審査会」という。）に付議し、審査会の審査を経て事業の認定の是非を決定し、駅周辺等まちづくり事業認定審査結果通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

## 9 事業の審査基準

審査会は、第 4 項助成対象事業に定めるもののほか、次に掲げる基準に基づき事業選定の是非について審査するものとする。

- (1) 公益性及び公共性の高い事業であること。
- (2) 事業内容及び事業費が妥当であること。
- (3) 実現性があり、具体的な効果が期待できる事業であること。
- (4) 波及効果及び新たな展開が見込まれる事業であること。
- (5) 継続性があり、原則として自主的な維持管理が可能であること。
- (6) 風土、歴史、文化などの地域性を考慮して行われる事業であること。

(7) その他市長が必要と認める事項

10 実績報告

助成事業が完了したときは、当該助成事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は令和9年3月15日(月)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8号)に關係書類を添えて報告しなければならない。

11 相談期間

随時、事前相談を受け付けます(閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)。

12 事業の認定申請等に係る提出書類

・事前相談

海老名市駅周辺等まちづくり事業事前相談書(様式第1—2号)  
事業計画概要書(別紙)

・事業認定申請

海老名市駅周辺等まちづくり事業認定申請書(様式第1号)  
団体の活動内容書(別紙1)  
事業計画書(別紙2~別紙6)  
図面(区域、建物等のわかるもの)  
施設等の新設・改修等に係る仕様書、設計書、見積書、現地写真  
団体等の構成員名簿及び会則またはこれに代わるもの

13 提出先及び問合せ先

海老名市勝瀬175番地の1  
海老名市役所 まちづくり部 住宅まちづくり課 まちづくり支援係  
TEL: 046-231-2111(代表)  
046-235-9392(直通)  
E-mail: machi@city.ebina.kanagawa.jp

14 提出部数

(事前相談書)

正1部

(事業認定申請書)

正1部、副7部 ※部数は必要に応じて変更となることがあります。

15 申請書等の提出方法

住宅まちづくり課への持参とします。その際、提出書類の内容等に関する聞き取り等を行いますので、事前に電話連絡のうえ来庁くださるようお願いいたします。

## 16 申請者による事業説明

審査会において、申請者は事業の説明を行っていただきます。事業内容の概要が分かる資料をご用意いただく場合がありますのでご承知おきください。